

平成 30 年 10 月 31 日

## グレーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答がありました ～乗車装置(サドル)を有しない自転車の取り扱いについて～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業に関する照会に対して、国家公安委員会から回答がありました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

#### (1) 新事業の概要

照会事業者は、乗車装置が存在せず、大型の踏み込み式ペダルを上下動させることにより推進力を得る自転車の輸入販売を検討しています。

#### (2) 照会内容

今般、照会事業者より、当該自転車が、道路交通法第63条の3に規定する「普通自転車※」に該当するか否かについて照会がありました。

※ 普通自転車…道路交通法で認められる場合に歩道を走行することができる自転車。

#### (3) 回答

道路交通法を所管する国家公安委員会に確認した結果、以下の回答がなされました。

乗車装置を有しない自転車であっても道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の2第2号ロに定める基準を満たすと解される。よって、当該自転車は道路交通法(昭和35年法律第105号)第63条の3及び同法施行規則第9条の2で定める要件を全て満たし、道路交通法上「普通自転車」に該当すると解される。

#### <参考>

##### 当該自転車仕様

- ・車体の大きさ (長さ)1480mm (幅)585mm (高さ)1140mm
- ・前後輪にブレーキ装備
- ・三段変速機搭載
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部はない。
- ・販売時に反射板及び警音器を装備

##### 普通自転車の要件 (道路交通法施行規則第九条の二)

法第六十三条の三の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
  - イ 長さ 百九十センチメートル
  - ロ 幅 六十センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
  - イ 側車を付していないこと。
  - ロ 一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く。)を備えていないこと。
  - ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
  - ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

## 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管官庁は経済産業省、規制所管省庁は国家公安委員会となります)。

なお、本制度における回答は、あくまで該当法令における取り扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではありません。

添付:規制所管大臣の公表の写し

※1. (3)の内容については規制所管官庁である国家公安委員会(警察庁)にお問い合わせください。

(本プレスリリースのお問い合わせ先)

製造産業局 車両室長 塩手

担当者:菅井、栗原

電話:03-3501-1511(内線 3851)

03-3501-1694(直通)

(本制度のお問い合わせ先)

経済産業政策局 新規事業創造推進室 新規事業調整官 福本

担当者:黒藪、三牧、太田

電話:03-3501-1511(内線 2536~9)

03-3501-1628(直通)